

## 2019年、雇用・労働の「変革元年」始まる

日本の雇用・労働は今年、変革期に入ります。戦後の労働基準法制定以来、約70年ぶりの大改革となる「残業時間の罰則付き上限規制」や「年次有給休暇の時季指定」の導入、「高度プロフェッショナル制度（高度プロ）」の創設に加え、就労目的の外国人材受け入れ拡大に向けた新在留資格「特定技能」の運用が4月1日からスタートします。天皇陛下の退位と新天皇の即位に伴う「改元」の年に、国の姿の一端を映し出す“働くカタチ”も大きく変わる初年を迎え、それらの法改正の評価は後世にゆだねられます。慌ただしい年になることが見込まれる2019年の主な動きを整理します。

**昨**年夏の労働関係8法改正（働き方改革関連法）のうち、まずは改正労基法の新ルールが運用開始となります。「残業の上限規制」は中小企業に1年の猶予措置が設けられましたが、「有休の時季指定」や「高度プロ」などを含め今春から施行となります。先陣を切る大企業にとっては、残業抑制や有休励行を職場内にアナウンスするだけでは足りず、労務管理の大規模なシステム変更も必要となる見込みです。

「上限規制」のルールの骨格は「最大年720時間以内の時間外労働」を守ることですが、その運用方法は複雑です。残業時間の上限は月45時間、年360時間が原則。そして、臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合でも、(1)「年720時間以内」、(2)「複数月平均80時間以内（休日労働を含む）」、(3)「月100時間未満（休日労働を含む）」のほか、「月45時間を超えることができるのは年6回まで」との縛りもあります。

「上限規制」をはじめ、「有休の時季指定」も「高度プロ」も悲惨な過労死を撲滅する第一歩として歴史的な法改正ですが、国会で“あるべき論”を闘わせているうちに煩雑なルールになった感も否めません。企業の人事部からは「労基法の改正内容は複雑すぎ。運用に戸惑う仕組みでは浸透が鈍くなる」との不安の声も聞かれるだけに、どのようなスタートをきるかが注目されます。

### 走りながら設計する新在留資格

同じく、今春から、新たな在留資格が始まります。就労目的の外国人受け入れ拡大を狙う変革ですが、「運用開始は少なくとも1年早すぎる」（法務省幹部）との指摘が政府関係者からも挙がっています。出入国管理・難民認定法（入管法）を改正して、在留資格に「特定技能」という枠を新設。4月の施行時点で介護業、ビルクリーニング業、農業、漁業、飲食料品製造業など14業種で受け入れを開始しますが、「厳密な制度設計は走りながら」（厚労省幹部）というのが実態です。

現行の技能実習制度とは別の仕組みであることを強調する政府ですが、3年の経験を持つ実習生は「特定技能1号」の試験を免除されるなど、関連性は強いことがうかがわれます。政府は今春から5年の間に累計で最大34万5150人の受

け入れを見込んでいます。遅くとも2月までに14業種それぞれの運用に関する詳細な取り決めとなる法務省令を国会に示す方針ですが、新制度開始後も必要に応じて受け入れ業種が拡大していく可能性もあります。同時に、新設する「特定技能」として受け入れる業種で、現在、技能実習制度にないものについては、今後、実習業種に加えてそろえていくことを検討している模様です。新たな在留資格については、運用開始前だけでなく、導入後もその動向から目が離せません。

### 亥年選挙、10連休、消費増税など

このような「雇用・労働の変革の年」となる2019年ですが、国内は忙しい年になります。全国の大半の自治体で首長と議員の選挙が実施される4年に一度の統一地方選挙が4月に行われます。そして、3カ月後の7月に実施されるのが参院選（半数改選）です。統一地方選と参院選が重なるのは12年に一度で、「亥年選挙」と呼ばれます。

この2つの選挙の間に挟まる5月には、平成時代の終わりとともに新しい元号へと移り変わる「改元」があり、それに伴う今年限りの国民の祝日（5月1日）の関係で、春の大型連休は「10連休」となります。製造、物流、観光、病院、行政など、さまざまな産業と分野において、どのような影響が出るのか、その具体的な対応策もこれからという状況です。

さらに、延期を繰り返してきた消費税の8%から10%へのアップが、10月に実施となる見込みで、初めて「軽減税率」が導入されます。「軽減税率」は、低所得者に配慮する観点から、「酒類・外食を除く飲食料品」などを対象に消費税を据え置き制度ですが、飲食料品を店内で食べる場合は10%、持ち帰りをする場合は8%が適用されるほか、消費の落ち込みを緩和する狙いのポイント還元的方式も煩雑です。個人だけでなく、消費増税は企業にも影響を与えます。

このほか、大阪でG20（財務大臣・中央銀行総裁会議）首脳会合（6月28日、29日）、東京五輪の前哨戦となるラグビーワールドカップ日本大会開幕（9月20日）などがあります。同一労働同一賃金を目指す直接雇用の「有期・パート」と間接雇用の「派遣」の改正法施行は20年4月からですが、それらに向けた準備も本格化する年となり、雇用・労働の変革「元年」は、喧騒の中で始まります。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース



製造請負優良適正事業者 第 2010001(03) 号  
平成 28 年度厚生労働省受託事業  
請負事業適正化・雇用管理改善推進事業  
製造請負優良適正事業者認定制度

株式会社 平山 TEL:03-5783-3571 (代) <http://www.hirayamastaff.co.jp>  
東京本社：〒108-0075 東京都港区港南 1-8-40 A-PLACE 品川 6 階

